

(外交防衛委員会)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆

国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)(衆議

院送付)要旨

この議定書は、二〇〇四年(平成十六年)に締結された我が国とアメリカ合衆国との間の現行の租税条約を改正するものであり、二〇一三年(平成二十五年)一月二十四日にワシントンで署名されたものである。

この議定書は、前文、本文十五箇条、末文等から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、株式の保有割合五十パーセント以上、保有期間六箇月以上の親子会社間の配当については、源泉地国において免税とする。

二、利子(債務者が得た収入、売上げ等に連動してその額が決定されるものを除く。)については、源泉地国において原則免税とする。

三、納税者により申し立てられた課税事案が権限のある当局間の協議(相互協議)によって解決することができない場合における仲裁手続の規定を導入する。

- 四、徴収共助の対象を滞納租税債権一般に拡大するとともに、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 五、この議定書は、批准されなければならないが、批准書の交換の日に効力を生ずる。